

# 1. 地方交付税の総額確保について

## 要 旨

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたる社会経済活動の低迷を招いており、国・地方ともに税収減が見込まれるなど、行政運営に必要な税収の確保が見通せない状況となっています。

また、感染拡大防止の徹底はもとより、新型コロナワクチンの円滑な接種、生活困窮者等への支援、住民生活における「新しい生活様式」など、新たに発生している行政需要に対応しながら地域経済の回復に向けて取り組んでいるところであります。同時に、地方創生や防災・減災対策などの従前からの諸課題や、デジタル・ガバメントなどの新たな課題にも取り組む必要があり、さらに、地域が独自に抱える様々な課題に対してきめ細かく対応し、行政サービスを安定的に展開していかなければなりません。

つきましては、令和4年度以降も大幅な税収減と財源不足が懸念される中、地方財政計画において、これらに対応した経費を十分確保するとともに、地方が安定的・持続的に行政運営を行うために必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保していただくよう、国への働きかけをお願いします。

## 2. 鉄道の利便性の維持について

### 要 旨

鉄道の高速化は県民が望むとともに観光誘客に不可欠であり、コロナ禍後の経済回復を期待するには必須の条件であります。

J R西日本に対しては、平成15年の鳥取米子間の山陰本線高速化事業及び山陰本線余部橋梁架替事業など、全ての市町村で他県には例のない巨額な支援をしてきております。

このように鉄道の高速化、利便性を支援してきた中、10月のダイヤ改正では減便と併せ、快速列車を各駅停車化する見直しが行われました。

コロナ収束後のダイヤ復活を要望していますが、快速列車の各駅停車化は長年の鉄道高速化の方針に逆行するものであります。

また、地域交通ネットワークの利便性向上とともに地域の活性化に取り組んできた町村にとって、今回のダイヤ改正は利用者の利便性の大幅な低下につながるものと考えており、一層の人口減少、過疎化が進むのではと危惧しております。

つきましては、経済的かつ利便性が高い鳥取・米子間の快速列車を維持し、山陰本線の高速化を後退させないようにするとともに、10月のダイヤ改正に伴う減便・変更は、コロナ収束後に速やかに復活するようJ R西日本に対して、強力な要請をお願いします。

### 3. 医療的ケア児や強度行動障がい者等重度障がいの者の社会的自立に向けた支援について

#### 要 旨

令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行により、医療的ケア児及びその家族への支援等、日常生活及び社会生活を社会全体で支える理念が明確に示され、今まで以上に仕組みづくりの構築が必要であると考えます。折しも多様性が求められる社会の中で、パラリンピックが無事に開催され、障がいの者の自立への意識は高まっています。

しかしながら、県内では、強度行動障がい等のある人の児童入所施設（鳥取県立皆成学園）退所後の受入先が見つからず、20歳で特例措置期間が終了し県外施設への入所を強いられている人がいますが、県外施設の入所期間は最長2年で、新たな受入れ先施設は見つかっておらず、家族の不安や負担が大きい状況です。

また、医療的ケア児の医療型短期入所については、受入ベッド数やヘルパー人員不足等により、土日や夜間の利用には対応できていない状況が依然として解消されておりません。

更には、市町村立学校で医療的ケア児を受け入れるに当たっては、専門的な知識や指導経験のある教員及び医療行為の可能な看護師等の人材が必要となりますが、町村においてこれらの人材を確保することは困難であり、医療的ケア児を受け入れる際の大きな課題であると考えます。併せて、町村立学校では、医療的ケア児を受け入れるための施設・設備等の環境が整っていないのが現状です。

つきましては、強度行動障がい者や医療的ケア児など障がいのある方が自ら望む生活を送り社会的自立が実現できるよう、支援をお願いします。

- (1) 強度行動障がい等のある人が県内で生活できるよう、鳥取県立皆成学園における卒業後の生活に向けた支援体制ならびに仕組みづくりを構築すること。
- (2) 強度行動障がい等のある人の入所施設は慢性的な人材不足であるため、人材の育成や確保に対して予算措置をすること。
- (3) 引き続き医療と福祉の連携を図り、医療型短期入所の実施事業所等の掘り起こし

やヘルパー人材確保に関する支援を継続すること。

- (4) 町村立学校で医療的ケア児を受け入れる場合の医療的ケア児の状況に応じた専門的知識や指導経験を有する教職員の配置及び医療的ケア児に対する医療行為の可能な看護師等を配置すること。
- (5) 医療的ケア児の状況に応じて学校施設・設備の改修等を実施する場合の補助制度を創設すること。

## 4. 既存県立高等学校の町村への配置について

### 要 旨

町村では、子どもが中学校を卒業して高校の年代になると、立地が集中している市部の高校へ通学するようになり、地域とのつながりが薄れやすい状況です。

地域に高校があることは、子どもの通学環境だけでなく、多くの生徒が集まることから地域活性の観点としても大きな意義があり、また、生徒にとっても、地域の自然環境や周辺住民と密接にかかわった取り組みにより、豊かな人材形成につながる学習が可能になると考えます。

つきましては、令和8年度以降の県立高等学校の在り方について見直しの際には、既存高等学校を町村へ配置していただきますようお願いいたします。

## 5. 鳥獣被害防止対策の推進について

### 要 旨

近年、イノシシやシカの有害鳥獣の捕獲数は増加しておりますが、依然として生息数は減少していません。県の調査では、現在の捕獲数を続けても将来予測では増加傾向の結果が出ております。

シカは、現在の2倍以上の捕獲が必要と言われております。

イノシシについては、猟友会と連携し、年間を通じてイノシシの捕獲を行っておりますが、猟期の捕獲奨励金が有害期より低いことで捕獲圧が弱まり、春に出産する個体が多くなる悪循環が懸念されます。

ツキノワグマは、令和2年度に実施された生息実態調査において、推定個体数は増加傾向にあるとの調査結果がでています。県内において、出没情報数、捕獲数ともに以前より高い水準で推移しており、ツキノワグマとの遭遇による人身被害が懸念される所です。

つきましては、県における支援、制度の拡充及び見直しをお願いします。

- (1) 抜本的な個体数や分布等の生息状況等の調査を行い、シカやイノシシ等の生息拡大の原因の解明をするとともに、捕獲奨励金も含め、捕獲数及び侵入防止策整備要望に見合った予算の確保及び配分をすること。
- (2) 箱わな整備等に活用できる推進事業の限度額について、鳥獣被害対策実施隊における捕獲の有資格者4名以下の場合引き下げとなったため、従前の水準への引き上げること。
- (3) 猟期の捕獲数を増やし、イノシシの生息数を抑えることで、猟期と有害期を合わせた全体としての捕獲奨励金の抑制にもつながるため、猟期にも有害期と同額の捕獲奨励金交付をすること。
- (4) 保護計画の対応基準において、ツキノワグマの錯誤捕獲は、原則、放獣とされているため、放獣場所付近で暮らす住民の安心安全な生活環境を確保することを最優先に考え、捕獲現場の状況によっては町村の判断により、殺処分又は放獣の選択を行うことができるよう、対応基準を見直すこと。

## 6. 河川災害の防止について

### 要 旨

近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、令和3年7月には、本県においても公共土木施設や農地・農業用施設等に甚大な被害をもたらしました。

中山間地をはじめとした河川の上流部では、高齢化や過疎化により地区住民による河川区域内の草刈り等の実施が困難な状況になり、放置されている箇所が増えています。また、河川内の堆積土砂や樹木が流水を阻害し、河川の溢水や破堤の危険性を高めるため、地域住民から不安の声もあがっています。

このような状況の中、流域治水対策が盛り込まれた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和3年度から進められており、気候変動を踏まえた「流域治水関連法」が令和3年5月に公布されたことも踏まえ、今後も事前防災の観点から河川の掘削・伐開を引き続き継続していく必要があります。

つきましては、5か年加速化対策による河川維持管理費を確保していただき、流水阻害率（3割）に囚われることなく、早期の河床掘削や河川伐開により、継続的に適切な維持管理をお願いします。

加えて、砂防河川において、修繕の要望も多くあるため、県による負担金事業の創設をお願いします。